

005GBNWF

431010

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 3

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテ



社長 持田 昌典

【住所又は本店所在地】

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【報告義務発生日】

平成17年10月27日

【提出日】

平成17年11月4日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

5名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	(株)阪急百貨店
会社コード	8242
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	大阪府大阪市北区角田町8-7

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 パーシントン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,019,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,019,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,019,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年9月30日現在)	S 187,688,301
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	0.54
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.54

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年9月7日	普通株	9,000	処分	(貸借)
2005年9月14日	普通株	17,000	取得	(貸借)
2005年9月16日	普通株	16,000	処分	(貸借)
2005年9月27日	普通株	23,000	処分	(貸借)
2005年10月3日	普通株	138,000	取得	(貸借)
2005年10月12日	普通株	138,000	処分	(貸借)
2005年10月27日	普通株	1,000	処分	(貸借)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	2,270,200		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	2,677,531	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	2,677,531	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	407,331	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年9月30日現在)	S	187,688,301
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		1.42
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		1.20

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月29日	普通株	17,000	処分	
2005年8月30日	普通株	7,000	処分	
2005年8月31日	普通株	68,000	取得	(一部貸借)
2005年9月1日	普通株	373,000	取得	(一部貸借)
2005年9月2日	普通株	20,000	処分	
2005年9月5日	普通株	15,000	取得	
2005年9月6日	普通株	36,000	取得	
2005年9月7日	普通株	15,000	処分	(一部貸借)
2005年9月8日	普通株	15,000	処分	
2005年9月9日	普通株	60,000	処分	
2005年9月12日	普通株	2,000	取得	
2005年9月13日	普通株	14,000	取得	
2005年9月14日	普通株	6,000	取得	(一部貸借)
2005年9月15日	普通株	9,000	取得	
2005年9月16日	普通株	17,000	処分	(一部貸借)
2005年9月20日	普通株	22,000	取得	(一部貸借)
2005年9月21日	普通株	77,000	取得	
2005年9月22日	新株予約権付社債券	509,165	取得	(貸借)
2005年9月26日	普通株	172,000	処分	(一部貸借)
2005年9月27日	新株予約権付社債券	101,833	処分	
2005年9月27日	普通株	20,000	処分	(一部貸借)
2005年9月28日	普通株	22,000	取得	
2005年9月29日	普通株	197,000	処分	(一部貸借)
2005年9月30日	普通株	60,000	処分	(一部貸借)
2005年10月3日	普通株	2,000	処分	
2005年10月4日	新株予約権付社債券	152,750	処分	(貸借)
2005年10月4日	普通株	122,000	取得	(一部貸借)
2005年10月5日	普通株	106,000	処分	(一部貸借)
2005年10月6日	普通株	116,000	取得	(一部貸借)
2005年10月7日	普通株	27,000	取得	
2005年10月11日	新株予約権付社債券	305,499	処分	(貸借)
2005年10月11日	普通株	176,000	取得	(一部貸借)
2005年10月12日	普通株	175,100	取得	(一部貸借)
2005年10月13日	普通株	59,700	取得	(一部貸借)
2005年10月14日	普通株	3,000	処分	
2005年10月17日	普通株	75,000	取得	(一部貸借)
2005年10月18日	新株予約権付社債券	50,916	処分	(貸借)
2005年10月18日	普通株	98,000	取得	(一部貸借)
2005年10月19日	普通株	43,500	取得	(一部貸借)
2005年10月20日	普通株	110,000	取得	(一部貸借)
2005年10月21日	普通株	73,000	処分	(一部貸借)
2005年10月24日	普通株	115,000	取得	(一部貸借)
2005年10月25日	普通株	2,000	処分	(一部貸借)
2005年10月26日	普通株	10,000	処分	(一部貸借)
2005年10月27日	普通株	2,000	処分	(一部貸借)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			9,539,000
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 9,539,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	9,539,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年9月30日現在)	S	187,688,301
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		5.08
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		4.56

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月29日	普通株	97,000	取得	
2005年8月30日	普通株	24,000	取得	
2005年8月31日	普通株	13,000	取得	
2005年9月1日	普通株	48,000	取得	
2005年9月2日	普通株	24,000	取得	
2005年9月6日	普通株	442,000	取得	
2005年9月7日	普通株	475,000	取得	
2005年9月8日	普通株	147,000	取得	
2005年9月9日	普通株	139,000	取得	
2005年9月12日	普通株	126,000	取得	
2005年9月13日	普通株	126,000	取得	
2005年9月14日	普通株	211,000	取得	
2005年9月16日	普通株	118,000	取得	
2005年9月20日	普通株	116,000	取得	
2005年9月21日	普通株	153,000	取得	
2005年9月22日	普通株	134,000	取得	
2005年9月26日	普通株	14,000	処分	
2005年9月27日	普通株	134,000	取得	
2005年9月29日	普通株	51,000	取得	
2005年9月30日	普通株	170,000	取得	
2005年10月3日	普通株	263,000	取得	
2005年10月5日	普通株	4,000	取得	
2005年10月6日	普通株	49,000	取得	
2005年10月12日	普通株	50,000	取得	
2005年10月13日	普通株	98,000	取得	
2005年10月14日	普通株	119,000	取得	
2005年10月18日	普通株	119,000	取得	
2005年10月19日	普通株	64,000	取得	
2005年10月21日	普通株	17,000	取得	
2005年10月24日	普通株	38,000	取得	
2005年10月25日	普通株	77,000	取得	
2005年10月26日	普通株	8,000	取得	
2005年10月27日	普通株	71,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,115,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,115,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,115,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年9月30日 現在)	S 187,688,301
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	0.59
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.59

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月31日	普通株	226,000	取得	(貸借)
2005年9月1日	普通株	60,000	取得	(貸借)
2005年9月21日	普通株	40,000	取得	(貸借)
2005年9月22日	普通株	10,000	取得	(貸借)
2005年9月26日	普通株	50,000	処分	(貸借)
2005年9月29日	普通株	3,000	処分	(貸借)
2005年10月3日	普通株	188,000	取得	(貸借)
2005年10月4日	普通株	86,000	取得	(貸借)
2005年10月5日	普通株	286,000	処分	(貸借)
2005年10月7日	普通株	9,000	取得	(貸借)
2005年10月11日	普通株	144,000	取得	(貸借)
2005年10月12日	普通株	138,000	処分	(貸借)

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 8 年 2 月 6 日
代表者氏名	土岐 大介
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			6,009,000
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 6,009,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	6,009,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年9月30日現在)	S	187,688,301
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		3.20
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		2.94

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年8月30日	普通株	37,000	取得	
2005年8月31日	普通株	252,000	取得	
2005年9月1日	普通株	46,000	取得	
2005年9月2日	普通株	148,000	取得	
2005年9月6日	普通株	39,000	取得	
2005年9月9日	普通株	68,000	取得	
2005年9月13日	普通株	151,000	取得	
2005年9月15日	普通株	168,000	取得	
2005年9月20日	普通株	283,000	取得	
2005年9月21日	普通株	141,000	取得	
2005年9月22日	普通株	20,000	取得	
2005年9月30日	普通株	19,000	取得	
2005年10月7日	普通株	131,000	取得	
2005年10月11日	普通株	169,000	取得	
2005年10月17日	普通株	81,000	取得	
2005年10月21日	普通株	90,000	取得	
2005年10月25日	普通株	12,000	取得	
2005年10月26日	普通株	12,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs Asset Management, L.P.
- (4) Goldman Sachs & Co.
- (5) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	4,404,200		15,548,000
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	407,331	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M	4,811,531	N
			O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	20,359,531	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	407,331	

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 17年9月30日現在)	S	187,688,301
上記提出者の 株券保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		10.82
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）		9.80

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton

Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

[2004]

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs Asset Management, L.P.

By:  _____

Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Address: Goldman Sachs & Co.
1 New York Plaza, 37th Floor
New York, New York 10004

(訳文)

2004年 月 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」及び関係法令（以下「ルール」と総称する）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 上記に付帯関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きを行うこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.

(署名)

エレン・ポージス
マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004
ニュー YORK市 ニューヨークプラザ 1 37 階

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27階

平成17年10月27日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

住所： 東京都港区六本木6丁目10-1
六本木ヒルズ森タワー

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 土岐 大介

